川崎市特定生産緑地事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この事務取扱要綱は、生産緑地法（昭和４９年法律第６８号。以下「法」という。）並びに生産緑地法施行令（昭和４９年政令第２８５号。以下「施行令」という。）及び生産緑地法施行規則（昭和４９年建設省令第１１号。以下「施行規則」という。）に規定する特定生産緑地の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において使用する用語の定義は、法、施行令、施行規則で定義する用語の例による。

（指定の提案の受付）

第３条　特定生産緑地の指定を申出する者又は法第１０条の４第１項の規定による特定生産緑地の指定の提案をする者（以下「申出者等」という。）は、特定生産緑地指定申出・提案書兼同意書（第１号様式）及び農地等利害関係人（法第３条第４項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）全員の特定生産緑地指定同意・合意書（第２号様式）を市長に提出するものとする。

２　市長は原則として、申出基準日（都市計画に生産緑地地区を定める告示の日から起算して３０年後の同一の月日）が５年以内に到来（以下、「申出可能年」という。）する生産緑地について、申出又は提案を受け付けるものとする。

（特定生産緑地の指定）

第４条　市長は、申出又は提案のあった生産緑地のうち、川崎市生産緑地地区指定基準（平成元年６月１日付１川経農第６５号）及び川崎市生産緑地地区指定基準細目（平成８年５月８日付８川経農第７２号の２）（以下「基準細目」という。）に掲げる条件に該当するものを特定生産緑地として指定をしていくものとする。ただし、平成４年から平成７年において、都市計画に生産緑地地区を定めた土地

については、基準細目５の（１）の規定（以下、「接道要件」という。）は適用しない（指定後、接道要件を満たすに至ったものを除く。ただし、接道要件を満たすに至った生産緑地の部分が、申出可能年に至らない場合は、当該生産緑地の部分が特定生産緑地の接道要件とみなす。）。

２　市長は、特定生産緑地の指定をした土地については、法第１０条の２第４項に基づき公示するとともに、農地等利害関係人に対し、特定生産緑地指定通知書（第３号様式）により通知するものとする。

（指定をしないこととしたときの通知）

第５条　市長は、特定生産緑地の指定をしないこととしたときは、特定生産緑地に指定しない旨の通知書（第４号様式）により理由を明記して申出者等に通知するものとする。

（指定の期限の延長）

第６条　市長は、特定生産緑地の指定の期限を延長するときは、第３条から第５条の規定を準用する。この場合において、第３条第１項中「特定生産緑地指定申出・提案書兼同意書（第１号様式）」とあるのは「特定生産緑地指定期限の延長申出書兼同意書（第５号様式）」と、「特定生産緑地指定同意・合意書（第２号様式）」とあるのは「特定生産緑地指定期限の延長同意書（第６号様式）」と、第４条第２項中「特定生産緑地指定通知書（第３号様式）」とあるのは「特定生産緑地指定期限の延長通知書（第７号様式）」と、第５条中「特定生産緑地に指定しない旨の通知書（第４号様式）」とあるのは「特定生産緑地の指定期限を延長しない旨の通知書（第８号様式）」と読み替えるものとする。

（指定の解除）

第７条　市長は、特定生産緑地に指定されている生産緑地の行為制限が解除された場合、もしくは残存する特定生産緑地が第４条の条件を満たさなくなった場合に、特定生産緑地の指定を解除するものとし、農地等利害関係人に対し、特定生産緑

地指定解除通知書（第９号様式）により通知するものとする。

附　　則

この要綱は、平成３１年３月２９日から施行する。

この要綱は、令和２年８月１２日から施行する。

この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

第１号様式

特定生産緑地指定申出・提案書兼同意書

年　　月　　日

（宛先）川　崎　市　長

（郵便番号）
申出・提案者　住所

氏名

電話　　（　　）

次の生産緑地について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項に規定する特定生産緑地として指定することを申出・提案します。

1	申出・提案生産緑地面積	区No.　　合計　　㎡ 区No.　　合計　　㎡ 区No.　　合計　　㎡
2	申出・提案生産緑地の所在及び地番	特定生産緑地指定同意・合意書（第２号様式）のとおり
3	理　由	上記２の生産緑地が生産緑地法第１０条の２第１項に規定する生産緑地に該当すると思料するため
4	添付書類	(1) 全部事項証明書（土地登記簿謄本）　(※　　通)
		(2) 公図の写し　(※　　通)
		(3) 案内図　(※　　通)
		(4) 特定生産緑地指定同意・合意書（第２号様式）　(※　　通)
		(5) 印鑑証明　(※　　通)
		(6) 課税明細書の写し　(※　　通)
		(7) その他書類（実測図等）　(※　　通)
5	個人情報の外部提供に関する同意 □　同意します。 □　同意しません。	(1)個人情報の提供先 セレサ川崎農業協同組合 川崎市宮前区宮崎2-13-38　電話 044-877-2111 (2)提供される個人情報の内容 ・住所　・氏名　（申出内容の詳細については含みません） (3)提供を受けたJAセレサ川崎における利用目的 未申請者に対し特定生産緑地の指定申出制度を周知するため
※備考欄		※　受　付　印

注）※印の欄には記入しないでください。

第２号様式

特定生産緑地指定同意・合意書

年　　月　　日

（宛先）川　崎　市　長

（郵便番号）
権利者　住所

氏名　　印

電話　　（　　）

次の生産緑地について、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項に基づく特定生産緑地の指定の申出・提案に同意・合意します。

生産緑地番号	所在及び地番	登記面積（㎡） 申出･提案面積（㎡）	権利の種類
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)

注）１　同意・合意書は、権利者ごとに作成してください。
２　権利者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
３　相続税及び贈与税の納税猶予を受けている生産緑地について、税務署長が抵当権者となっている場合には、川崎市が手続きを行いますので、同意・合意書は不要です。

生産緑地番号	所在及び地番	登記面積（㎡） 申出・提案面積（㎡）	権利の種類
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)

第３号様式

第　　号
年　月　日

様

川崎市長

特定生産緑地指定通知書

次の生産緑地について、生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１０条の２第１項に規定する特定生産緑地として指定することとしましたので、通知します。

指定に伴い、主たる従事者の死亡又は故障に至らずとも買取申出が可能となる日は、下記に示す指定期限日に延長されました。

生産緑地番号	指定期限日	特定生産緑地　所在及び地番	指定面積（㎡）	権利の種類
区 No.	年　月　日			
区 No.	年　月　日			
区 No.	年　月　日			
区 No.	年　月　日			

（担当）
（連絡先）

注１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、川崎市に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第４号様式

第　　号
年　月　日

様

川崎市長

特定生産緑地に指定しない旨の通知書

生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１０条の４第１項に基づく特定生産緑地に指定することの申出・提案（　　年　　月　　日受付　特定生産緑地指定申出・提案書）について、次のとおり指定をしないこととしましたので、通知します。

生産緑地番号	申出・提案生産緑地　所在及び地番	申出・提案面積（㎡）	指定しない理由
区 No.			
区 No.			
区 No.			
区 No.			

（担当）
（連絡先）

注１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、川崎市に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第５号様式

特定生産緑地指定期限の延長申出書兼同意書

年　　月　　日

（宛先）川　崎　市　長

（郵便番号）
申出・提案者　住所

氏名

電話　　（　　）

次の生産緑地について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の3第1項に規定する特定生産緑地として指定期限の延長を申し出ます。

1	申出・提案生産緑地面積	区No.　　合計　　㎡ 区No.　　合計　　㎡ 区No.　　合計　　㎡
2	申出・提案生産緑地 所在及び地番	特定生産緑地指定期限の延長同意書（第６号様式）のとおり
3	理　　由	上記２の生産緑地が生産緑地法第１０条の３第１項に規定する特定生産緑地に該当すると思料するため
4	添付書類	(1) 全部事項証明書（土地登記簿謄本）　(※　　通)
		(2) 公図の写し　(※　　通)
		(3) 案内図　(※　　通)
		(4) 特定生産緑地指定期限の延長同意書（第６号様式）　(※　　通)
		(5) 印鑑証明　(※　　通)
		(6) 課税明細書の写し　(※　　通)
		(7) その他書類（実測図等）　(※　　通)
5	個人情報の外部提供に関する同意 □　同意します。 □　同意しません。	(1)個人情報の提供先 セレサ川崎農業協同組合 川崎市宮前区宮崎2-13-38　　電話 044-877-2111 (2)提供される個人情報の内容 ・住所　・氏名　（申出内容の詳細については含みません） (3)提供を受けたJAセレサ川崎における利用目的 未申請者に対し特定生産緑地の指定申出制度を周知するため
※備考欄		※　受　　付　　印

注）※印の欄には記入しないでください。

第６号様式

特定生産緑地指定期限の延長同意書

年　　月　　日

（宛先）川　崎　市　長

（郵便番号）
権利者　住所

氏名　　印

電話　　（　　）

次の生産緑地について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の3第1項に基づく特定生産緑地の指定期限の延長について同意します。

生産緑地番号 指定期限日	所在及び地番	登記面積（㎡） 同意面積（㎡）	権利の種類
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)

注）１　同意書は、権利者ごとに作成してください。
２　権利者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
３　相続税及び贈与税の納税猶予を受けている生産緑地について、税務署長が抵当権者となっている場合には、川崎市が手続きを行いますので、同意・合意書は不要です。

生産緑地番号 指定期限日	所在及び地番	登記面積（㎡） 同意面積（㎡）	権利の種類
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)
	川崎市　　区		所有権 ・ 抵当権 その他(　　)

第７号様式

第　　号
年　月　日

様

川崎市長

特定生産緑地指定期限の延長通知書

次の特定生産緑地について、生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１０条の３第１項に規定に基づき、指定期限を延長することとしましたので、通知します。

指定に伴い、主たる従事者の死亡又は故障に至らずとも買取申出が可能となる日は、下記に示す指定期限日に１０年延長されました。

生産緑地番号	指定期限日	特定生産緑地　所在及び地番	指定面積（㎡）	権利の種類
区 No.	年　月　日			
区 No.	年　月　日			
区 No.	年　月　日			
区 No.	年　月　日			

（担当）
（連絡先）

注１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、川崎市に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第８号様式

第　　号
年　月　日

様

川崎市長

特定生産緑地の指定期限を延長しない旨の通知書

特定生産緑地の指定期限を延長することの申出（　　年　　月　　日付　特定生産緑地指定期限延長申出書）について、次のとおり指定期限を延長しないこととしましたので、通知します。

生産緑地番号	申出特定生産緑地　所在及び地番	申出面積（㎡）	指定しない理由
区 No.			
区 No.			
区 No.			
区 No.			

（担当）
（連絡先）

注１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、川崎市に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第９号様式

第　　号
年　　月　　日

様

川崎市長

特定生産緑地指定解除通知書

次の特定生産緑地については、生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１０条の６第１項の規定に基づき、　年　月　日付けで解除しましたので、通知します。

生産緑地番号	特定生産緑地　所在及び地番	特定生産緑地面積(㎡)	解除の理由
区 No.			

（担当）
（連絡先）

注１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、川崎市に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。